

新潟県事業継続支援金 FAQ

＝制度大枠に関する質問＝

Q 本支援金の目的は何か。

A 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食事業者の事業継続を支援するものです。

Q 本支援金の対象者は誰か。

A 以下の要件を全て満たすことが必要です。(詳細は申請要領をご覧ください。)

- (1)新潟県内で飲食店（食堂、居酒屋、バーなど）又はカラオケ店を営む法人又は個人であること。
- (2)食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、かつ、その他の法令等により必要とされる許認可等を全て取得していること。
- (3)業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること。
- (4)申請時点において飲食店の営業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- (5)申請事業者の代表者や役員等が暴力団関係者でないこと。

Q 本支援金の支給要件は何か。

A 県内店舗の売上高の合計について、令和2年12月から令和3年4月までの期間において、2か月連続して前年同月比で20%以上減少していることが要件となります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、前年との比較が適当でない場合は、前々年と比較することもできます。

Q なぜ、飲食店、カラオケ店だけが対象なのか。

A 新型コロナウイルス感染症の警報発令等に伴う外出自粛により、飲食店、カラオケ店が特に直接的な影響を受けているため、支援するものです。

Q 飲食店（カラオケ店）以外にも事業を行っているが、対象となるか。

A 県内で飲食店を営んでおり、支給要件を全て満たしていれば、対象となります。

＝申請方法・添付書類に関する質問＝

Q 申請期間はいつからいつまでか。

A 令和3年3月16日（火）から令和3年5月31日（月）です。
※締切日消印有効

Q 申請書類は、どこで入手できるのか。

A 県ホームページからダウンロード出来ます。

【URL】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/jigyokeizokusienkin.html>

Q パソコン（インターネット）が使えないので、申請書類一式を送って欲しい。

A 事業継続支援金センター（025—248—7270）に申し出て下さい。

Q 申請書類は、どこに提出すればよいか。

A 下記へ、郵送にて提出して下さい。

また、郵送の際は、簡易書留や特定記録など、必ず追跡できる方法で送付してください。

【郵送先】〒950-0916

新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28 藤巻ビル5階
事業継続支援金センター 宛

※郵送料はご自身で負担のうえ、裏面に差出人の住所・氏名を記載して下さい。

Q 飲食店を複数店舗経営しているが、営業許可書の写しは1店舗のみでよい
か。

A 県内2店舗分について、営業許可書の写しを提出して下さい。

Q 確定申告をしていないがどうすればいいか。

A 確定申告を行ってから申請して下さい。

Q 店舗の写真は、どの部分を撮影すればよいのか。

A 店舗の内観及び外観両方が分かる写真を撮影し、提出して下さい。

特に外観の写真については、看板なども写し、店舗名が確認出来るものを提出して下さい。

- Q 県内に複数店舗を経営している場合、全ての店舗の写真が必要なのか。
A 県内2店舗分について、内観及び外観両方が分かる写真を提出して下さい。

＝支払いに関する質問＝

- Q 申請後、どの位の期間で支援金は振り込まれるのか。
A 提出書類に不備が無く、審査も遅滞なく進んだ場合、申請書の受付後2週間程度での振り込みを見込んでいます。
ただし、申請が集中した場合には、支払いが遅延することがあります。
- Q 支援金の振込先金融機関はどこでも良いか。
A ネット銀行を含む、国内全ての金融機関を指定できます。
- Q 店舗毎に振込をお願いしたいが可能か。
A 申請書記載の口座に、一括での振り込みとなります。
- Q 支給の可否に関する連絡はもらえるのか。
A 全ての申請者に対して審査結果を文書により通知します。

＝支給金額に関する質問＝

- Q 飲食店を複数店舗経営している場合は、店舗数に応じて支援金を支給してもらえるのか。
A 県内で複数店舗を経営する場合は、一律40万円の支給となります。
- Q 複数の事業者が同一施設でそれぞれの飲食店を営んでいる場合、事業者ごとに申請可能か。(例：昼は喫茶店、夜はスナック)
A 同一施設でも複数の事業者が異なる飲食店を営んでいると認められる場合は、事業者ごとに申請が可能です。
- Q カラオケ付きのスナックは、カラオケ店と飲食店の複数店舗と見なし40万円を申請可能か。
A 食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可書がそれぞれに発行されていない場合は、単一店舗となり、申請可能金額は20万円となります。

＝売上高の比較方法に関する質問＝

Q 「売上高の減少」は、どのように比較するのか。

- A ①令和2年12月から令和3年4月までの期間において、任意の連続する2か月を選択頂きます。
- ②「選択した2か月の県内飲食店舗の売上高」と「前年同月2か月の県内飲食店舗の売上高」を比較します。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、前年との比較が適当でない場合は、前々年と比較することもできます。

例：令和2年12月と令和3年1月を選択した場合

→上記2か月(★)と前年同月2か月(○)の売上高をそれぞれ比較します。

H31.1月	H31.2月	H31.3月	H31.4月	R1.5月	R1.6月	R1.7月	R1.8月	R1.9月	R1.10月	R1.11月	R1.12月
											○

↑↓

R2.1月	R2.2月	R2.3月	R2.4月	R2.5月	R2.6月	R2.7月	R2.8月	R2.9月	R2.10月	R2.11月	R2.12月
○											★

↑↓

R3.1月	R3.2月	R3.3月	R3.4月	R3.5月
★				

申請期間

- Q 創業してまだ日が浅く、令和2年12月から令和3年4月までの期間において選択した連続する2か月について、対前年の売上高が無い場合はどうすればよいか。
- A 創業月の翌月から申請月の前月までの売上高の平均と比較します。
- ※政府による緊急事態宣言が本県に発令されていた令和2年4月及び5月を除いて売上高の平均を算出することもできます。

例：令和2年3月に創業して、令和2年12月、令和3年1月を選択し、令和3年3月に申請する場合

→「選択した上記2か月(★)」と、「令和2年4月(創業月の翌月)から令和3年2月(申請月の前月)までの売上高の平均」を比較します。

R2.1月	R2.2月	R2.3月	R2.4月	R2.5月	R2.6月	R2.7月	R2.8月	R2.9月	R2.10月	R2.11月	R2.12月
		創業									★
				除いてもOK	創業月の翌月～申請月の前月までの						

R3.1月	R3.2月	R3.3月	R3.4月	R3.5月
★		申請		
売上高の平均		申請期間		

Q 県内外で飲食店を複数店舗経営しているが、売上高はどのように判断するのか。

A 事業者が県内で営む全ての飲食店舗の売上高の合計で判断します。県内の店舗それぞれの売上高が確認出来る資料を提出して下さい。

Q 飲食店と建設業を営んでいるが、建設業の売上高は合計に含めるのか。

A 事業者が県内で営む飲食店以外の事業の売上は含めません。

Q 国の持続化給付金は売上として判断すべきか。

A 事業を通じての収入ではないため、売上には該当しません。

Q 県内で飲食店とカラオケ店を経営しているが、売上減少の確認はどうすればよいか。

A 事業者が県内で営む飲食店とカラオケ店の売上高の合計で判断します。

＝支給条件に関する質問＝

Q 大企業は対象外か。

A 県内で飲食店又はカラオケ店を経営する大企業も対象としています。

Q 県外の事業者であっても対象となるか。

A 県外の事業者であっても県内で飲食店又はカラオケ店を経営していれば対象となります。

Q 県外と県内で飲食店を営んでいる場合、その両方が対象となるか。

A 県内の店舗のみが対象となります。

Q 支援金を受け取るためには、休業や時短営業をしなければならないのか。
A 休業や時短営業は不要です。

Q 廃業した場合、対象となるか。
A 申請時点において営業を行っており、今後も事業を継続する意思があることが支給要件であるため、対象となりません。

Q 休業している場合、申請出来るか。
A 申請時点において営業を行っている必要があるため、営業を再開してから申請して下さい。

Q 国の持続化給付金や他の都道府県が行っている支援金等の経済対策を申請している場合でも、申請出来るか。
A 申請出来ます。

Q 感染症拡大防止対策の実施とは、何をすればよいのか。
A 国、県、業界団体等が提示しているガイドラインを参考に感染症拡大防止対策を実施して下さい。

【対策例】

- ・利用者及び従業員の手洗いやマスク着用の徹底
- ・遮蔽物の設置等によるソーシャルディスタンスの確保
- ・店内の定期的な換気 など

【ガイドラインの例】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/220280.pdf>

Q ショッピングモールのフードコートで飲食店を営んでいるが、対象となるか。
A 独立した店舗で飲食店を営んでいるため、対象となります。

Q 出前専門の仕出し屋は対象となるか。
A 飲食スペースを持たない店舗である場合は、対象となりません。

Q テイクアウト及びデリバリー専門に業態転換したが対象となるか。
A 飲食スペースを持たない店舗である場合は、対象となりません。

- Q キッチンカー等による移動販売は、対象となるか。
A 飲食スペースを持たない店舗である場合は、対象となりません。
- Q ホテル（旅館）を経営しているが、宴会場を持っていれば対象となるか。
A 他の事業に付随して食事を提供する施設となるため、対象となりません。
- Q ホテル（旅館）を経営しているが、営業の主体が宿泊者以外の宴会等の場合は対象となるか。
A 当該店舗において飲食業が主たる事業（売上げの過半が宿泊者以外の宴会等）であることの確認が必要です。申請時に確定申告書の写しと同一店舗で営むその他の事業の売上げとの比較が可能な帳簿を提出してください。
- Q ネットカフェ（漫画喫茶）を経営しているが、対象となるか。
A 他の事業に付随して食事を提供する施設となるため、対象となりません。
- Q イートインスペースのあるスーパーやコンビニは対象となるか。
A この支援金の対象となりません。
- Q 自動販売機コーナーは対象となるか。
A この支援金の対象となりません。
- Q 企業や学校の食堂や介護サービス事業所の食堂は対象となるか。
A 特定の利用者のみが利用出来る施設である場合は、対象となりません。
- Q 家族で異なる飲食店を営んでいる場合は、各々で申請してよいか。
（例 父：居酒屋、娘：ラーメン屋）
A 各々が個別の事業者として事業を行っていれば、事業者ごとに申請可能です。
- Q 営業許可書を紛失してしまった場合はどうすればよいか。
A 営業許可書は、支援金の支給にあたり確認が必要な書類であるため、保健所に再発行の手続きを行って下さい。
- Q 営業許可書の名義人と申請書の名義人が違う場合は申請出来るか。
A 原則、営業許可書と申請書の名義は同一人物である必要があります。許可書の更新中などで、やむを得ず営業許可書と申請書の名義が異なる場合には、ご相談下さい。

=その他=

Q 支援金は課税の対象となるのか。

A 課税対象となります。申告方法については税務署にご相談下さい。

Q 申請者の営業実態はどのように確認するのか。

A 現地調査などを適宜実施して、確認します。

Q 不正受給には、どう対応するのか。

A 申請要件に該当しない事実や不正等が認められた場合は、支給の決定を取り消します。

この場合申請者は、支援金を返還するとともに、加算金を支払うこととなります。